

京 都 大 学 工 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>第18条 4年以上在学し、別に定める学部所定の授業科目を履修し、<u>132</u>単位以上を修得した者は、教授会の議を経て、学士試験合格者とする。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 } 5 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第18条 4年以上在学し、別に定める学部所定の授業科目を履修し、<u>134</u>単位以上を修得した者は、教授会の議を経て、学士試験合格者とする。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 } 5 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 2 改正後の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>